

会 議 録

会議の名称	令和7年度 第1回本庄市環境審議会
開催日時	令和7年10月15日(水) 午前 ・午後10時00分から 午前 ・午後10時46分まで
開催場所	児玉総合支所 2階 会議室A・B
出席者	(委員) 山口豊会長、山本昇副会長、須永佳憲委員、木村文子委員、 関根雅美委員、浅見民子委員、片桐正富委員、飯島和彦委員、 矢島淳一委員 (事務局) 経済環境部 落合部長、市川次長 環境推進課 原課長、齊藤係長、沖田主査
欠席者	酒井勝弘委員、筑紫善一朗委員、神坐侃大委員
議題 (次第)	1. 開 会 2. あいさつ 3. 諮 問 「本庄市新井地内で計画されている廃棄物等処理事業」について 「本庄市児玉町児玉地内で計画されている廃棄物等処理事業」について 4. 議 題 (1) 本庄市環境保全条例第15条第2項に基づく意見(案)について 5. その他 6. 閉 会
配付資料	・配布資料一覧 ・令和7年度第1回本庄市環境審議会次第 ・本庄市環境審議会 委員名簿 ・本庄市環境審議会の役割について ・本庄市環境保全条例第15条第2項に基づく意見(案)について ・廃棄物等処理事業に係るフローチャート ・廃棄物等処理施設の設置について ((有)小暮園芸用土) ・廃棄物等処理施設の設置について ((株)ニトリファシリティ)
その他特記事項	
主管課	環境推進課

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容・決定事項等
環境推進課 原課長	皆様おはようございます。 本日はお忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。 定刻となりましたのでただいまから令和7年度第1回本庄市環境審議会を開会させていただきます。 本日の環境審議会ですが、本庄市の環境基本条例に基づいて調査審議することになっておりますので、これに基づき招集されたものでございます。申し遅れましたが私は本日の司会進行を務めさせていただきます、環境推進課長の原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは開会にあたりまして、吉田市長よりご挨拶をお願いいたします。
吉田市長	皆様おはようございます。 本日は、お忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。 皆様方におかれましては、日頃から本庄市の環境行政に対しまして様々な面でご関心をいただきまして、またご意見ご指導をしていただきまして誠にありがとうございます。 この環境審議会でございますけれども、先ほど課長から話があった条例に基づいて設置をされている審議会でございます。 環境問題というのは非常に多岐にわたっております廃棄物の処理、また公害の防止、その他、生態系の課題、あるいは地球温暖化への対応、本当に多岐にわたる事案があるわけでございますけど、これはやはり市民の皆様方からの視点で、市民生活をより良くしていくために、皆様方にチェックをしていただくということが非常に昨今大事でございます。市民の皆様方のお力をいただく中で、市も適切にこの市の環境問題について対応していかなければならない、そのための重要な組織がこの環境審議会でございます。 この審議会におきましてはこれまで、環境基本計画の策定の他、最近では地球温暖化対策実行計画の区域施策編、この策定に対しても答申を頂戴しているところでございます。 今回、本庄市環境保全条例第15条第3項に関する事項として、ふたつの廃棄物等処理事業について、皆様方のご意見、市民及び市民の意見に対す

吉田市長	る審議会のご意見としてのご審議を賜りたいと考えております。 ひとつは、本庄市新井、そしてもうひとつは本庄市児玉町児玉地内で計画されている廃棄物等処理事業についてでございます。 皆様方には、ご参集賜りまして慎重にご審議をいただく中で、本市の良い環境行政のために、ご尽力をいただければありがたいと存じます。どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げまして、極めて簡単ですが市長としてのご挨拶とさせていただきます。 ご参集ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。
環境推進課 原課長	ありがとうございました。 次に本審議会の山口会長よりご挨拶をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。
山口会長	皆様、おはようございます。本日は令和7年度第1回本庄市環境審議会につきまして、ご案内申し上げたところ、お忙しい中、ご参集賜りありがとうございます。 本日は2件の廃棄物処理事業につきまして、市長からの諮問を受け、本庄市環境保全条例第15条第2項に基づく意見（案）について審議していただくわけですが、皆様方におかれましては、忌憚のないご意見をいただく中で、慎重審議を賜りますようお願いいたしまして、簡単ではございますが、会長としての挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。
環境推進課 原課長	ありがとうございました。 続きまして諮問につきまして、本庄市長より山口会長へ諮問書をお渡しさせていただきます。よろしくお願い致します。
吉田市長	本庄市環境保全条例第15条第3項に基づき、下記の事項について環境保全に対する意見を求めます。 1、本庄市新井地内で計画されている廃棄物等処理事業 どうぞよろしくお願い致します。 本庄市環境保全条例第15条第3項に基づき、下記の事項について環境保全に対する意見を求めます。 1、本庄市児玉町児玉地内で計画されている廃棄物等処理事業 どうぞよろしくお願い致します。
環境推進課 原課長	ありがとうございました。 なお、吉田市長におかれましては、この後公務が控えておりますので退席をさせていただきます。どうぞご了承をお願いします。 本日の環境審議会ですが、本庄市環境基本条例第27条に「審議会は委員

	の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない」とされておりま す。ご出席いただいている委員の皆様は今回 12 名中、9 名ですので過半数 以上となりますので、本会議は成立しておりますことをご報告申し上げま す。 なお、本日は傍聴希望する方はおりませんのであわせてご報告をいたし ます。 それでは、本庄市環境基本条例第 27 条で、「会議の議長は会長をもって 充てる」となっておりますので、議事進行を山口会長にお願いしたいと思 います。どうぞよろしくお願いいたします。
議長 山口会長	それでは、議事に入ります前に資料の確認を事務局よりお願いいたしま す。
環境推進課 齊藤係長	本日事務局を務めさせていただきます環境推進課の齊藤と申します。よ ろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。 それでは資料について確認させていただきます。資料につきましては、 開催通知に同封いたしました、今回持参いただいているかと思いますが、 右上に「送付資料 1-1」と書かれた「廃棄物等処理施設の設置につい て」、また「送付資料 1-2」と書かれた「廃棄物等処理施設の設置につい て」、こちらは「ニトリファシリティ」のものです。こちらがご持参いただ いたものとなります。 こちらに加えて、本日追加の資料をご確認いただければと思いま す。あらかじめ机の上にご用意させていただきました「配付資料一覧」「令 和 7 年度第 1 回本庄市環境審議会の次第」、その次第の裏に本日の委員の皆 様の名簿、資料 3「本庄市環境審議会の役割について」、資料 4「本庄市環 境保全条例第 15 条第 2 項に基づく意見（案）について」、資料 5「フロー チャート」、資料は以上になりますが、不足等はございますか。よろしけれ ば、資料の確認は以上となります。
議長 山口会長	それでは議題（1）本庄市環境保全条例第 15 条第 2 項に基づく意見 （案）について、事務局より説明をお願いいたします。
環境推進課 齊藤係長	それでは議題 1、本庄市環境保全条例第 15 条第 2 項に基づく意見（案） について説明をいたします。 まずは、本件がどのような法令に基づいて、この審議会で審議していた だくかの説明をさせていただきます。お手元に資料 3 をご用意ください。 まずこちらの審議会の設置につきましては、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項で、審議会の事項が規定されております。この規定に基づきまして

環境推進課 齊藤係長	資料 3 の中段に記載をしております、本庄市環境基本条例第 23 条において、市長の附属機関として、本庄市環境審議会の設置を定めております。資料下に進みまして、本審議会の審議事項は、同条例同条第 2 項に、審議会は次に掲げる事項に関し、市長の諮問に応じて調査審議するとされております。第 1 号から第 3 号は省略させていただきまして、第 4 号に本庄市環境保全条例第 5 条第 7 項、第 14 条第 4 項、第 15 条第 3 項、第 17 条第 1 項及び第 18 条第 2 項に関する事項と定められております。 今回の審議事項は、この第 4 号の本庄市環境保全条例第 15 条第 3 項に該当いたします。資料 3 の 4 ページ目をご覧ください。こちらの赤枠内が 15 条第 3 項の条文になりますが、「市長は前項の意見書を送付しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない」とされておまして、この規定に基づきまして、今回審議をいただくものとなります。こちらの資料 3 につきましては、2 ページ以降に、関係法令を掲載しておりますので、後ほどご確認をいただければと思います。 以上で、審議会の役割について説明を終わりにさせていただきまして、続いて開催通知に同封させていただきました送付資料 1-1 と 1-2 をお手元にご準備をお願いいたします。 初めに、廃棄物処理施設の設置に関する制度について説明させていただきます。 廃棄物処理事業を行うためには、施設の設置許可と事業の許可、この 2 つの許可を受ける必要がございます。そして、この廃棄物処理施設に関しましては、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設の 2 種類ございます。まず、産業廃棄物処理施設については、施設の設置と事業の許可の権限は埼玉県にあるため、本市で許可や不許可といった決定をすることはできません。次に、一般廃棄物処理施設について、施設の設置の許可は産業廃棄物と同様に埼玉県に許可権限がありますが、事業の許可については本市に許可権限があり、埼玉県により施設の設置許可が出た後に、本市に事業の許可の申請をいただき、許可を決定する流れとなっております。本市としましては、廃棄物処理施設の設置に関しては、許可や不許可を決定することはできませんが、市として、地域住民の皆様のご要望やご意見を、事業所に対して伝える必要があることから、埼玉県が施設の設置許可を決定する前までに、地域住民の皆様に対して、事業の内容を説明し、意見があった場合は、それに配慮するよう独自に条例を定めているものでございます。 今回、令和 7 年 2 月 18 日に(有)小暮園芸用土、また令和 7 年 6 月 25 日に
-----------------------	---

環境推進課 齊藤係長	(株)ニトリファシリティから、本庄市環境保全条例第12条に基づく廃棄物等処理事業届出書が市に提出されました。 では、お手元にご用意いただきました送付資料1-1をご覧ください。 こちらの内容ですが、(有)小暮園芸用土につきましては、一般廃棄物処理施設の新規設置を目的としており、事業内容は、木くず、刈り草の破碎、売却となっております。事業場所は、本庄市新井字川原812番地1の一部で、合計面積は、3397.71㎡です。ここに、一般廃棄物処理施設として破碎機を設置する計画で、稼働時間は8時から18時までの10時間を予定しております。 続いて、2ページですが、こちらは計画の位置図となりますのでご確認ください。 次に、3ページ目をご覧ください。今回の破碎処理機が設置されたときに予測される騒音・振動の結果を表にまとめたものになります。この予測結果表は、(有)小暮園芸用土が提出した書類に添付されている資料から抜粋しております。騒音・振動の対応策につきましては、囲障壁により、破碎機の騒音の拡散防止、また強固な土台に設置することで、破碎機の振動の伝播を低減することにより、埼玉県生活環境保全条例の騒音・振動の規制基準値内まで低減させる計画であることを確認しております。なお、測定場所と破碎機の設置場所については、4ページをご覧ください。赤枠で囲ってあるところが破碎機の設置場所、また黒丸の部分が騒音・振動の調査地点となります。 続きまして送付資料1-2をご覧ください。こちらは(株)ニトリファシリティの件になります。こちらにつきましては、産業廃棄物及び一般廃棄物処理施設の新規設置を目的としており、事業内容は、木くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず、陶磁器くずの選別、売却となっております。事業場所は、本庄市児玉町児玉780-2外40筆で、合計面積は15,088.43㎡となります。ここに、木くずを破碎する一軸破碎機を1台、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず、陶磁器くずを破碎する四軸破碎機を1台設置する計画で、稼働時間は8時から17時までの9時間を予定しております。 続きまして、2ページですが、こちらに計画の位置図を掲載しておりますので、ご確認をいただければと思います。 続きまして3ページをご覧ください。今回の破碎処理機が設置されたときに予測される騒音・振動の結果を表にまとめたものとなります。この予測結果表は、(株)ニトリファシリティが提出した書類に添付されている資
-----------------------	--

環境推進課 齊藤係長	料より抜粋をしております。騒音・振動の対応策につきましては、騒音に関しては、建屋内での処理のため、外部への影響はないと考えられており、予測値についても基準値を下回っております。また、振動に関しても、予測では基準値を下回っており、万が一超過する場合には、防振ゴムを設置する等、振動対策を実施することにより、埼玉県生活環境保全条例の騒音・振動の規制基準値内まで低減させる計画であることを確認しております。 なお、4 ページには、測定場所と破碎機の設置場所について記載しております。敷地内、上の建物に四軸破碎機、下の建物に一軸破碎機を設置予定でして、No. 1、No. 2、No. 3 と書かれた黒い四角の部分が騒音・振動の調査地点となります。 送付資料の説明につきましては以上となりまして、続きまして、資料 5 「廃棄物等処理事業に係るフローチャート」のご準備をお願いいたします。こちらのフローチャートですが、今回の廃棄物処理事業に関わる手続きを掲載したものになります。 この手続きの流れの通りに、届出書が提出された後は、市で関係地域・関係住民を決定し、事業者は決定通知の内容に基づき、地域説明会を開催いたしました。また住民だけではなく、事業予定地周辺の事業所にも、今回の事業内容の説明を行いまして、同様に意見を取りまとめるよう、事業者側に指示をしております。事業者は、地域説明会時での関係住民の意見を記載した報告書を市に提出し、市では、この報告書を受理日の翌日から 14 日間、縦覧に供しました。この縦覧期間満了後、関係住民からの意見書が市に提出された場合は、市の意見と併せて、事業者に対して、周辺環境の保全のために必要な事項を記載した意見書を送付いたします。 この事業者に対して送付する意見書の内容について、今回の審議会で審議していただくことになっております。 事業者は、意見書を受けたときには、当該意見書に配慮した上で実施計画書を作成し、市に提出することとなり、最後に市と事業者は、廃棄物等処理事業に関し必要な事項に係る協定を締結いたします。こちらの協定内容につきましては、次回の環境審議会で審議をしていただく予定となっております。 以上で資料 5 の説明を終了させていただきまして、今回の議題であります、本庄市環境保全条例第 15 条第 2 項に基づく意見案について説明させていただきます。資料 4 をお手元にご用意ください。 では初めに (有) 小暮園芸用土からの届出について、説明をさせていただきます。
-----------------------	---

環境推進課 齊藤係長	きます。 (有)小暮園芸用土につきましては、廃棄物等処理事業届出書が提出され、その内容について関係住民に対して、地域説明会を開催いたしました。その後、廃棄物等処理事業地域説明会開催報告書が本市に提出され、報告書に関して7月22日から8月8日まで縦覧し、8月9日から8月15日まで関係住民から市の意見を求めておりましたが、こちら意見の提出はございませんでした。 続いて(株)ニトリファシリティにつきまして、説明いたします。 廃棄物等処理事業届出書が提出され、その内容について関係住民に対して、地域説明会を開催し、その後に廃棄物等処理事業地域説明会開催報告書が提出されました。こちらの報告書に関しては、9月3日から9月24日まで縦覧し、9月25日から10月1日まで、関係住民の皆様から市の意見を求めておりましたが、こちらも意見の提出はございませんでした。 今回の手続きとしまして、本庄市環境保全条例第15条第2項に基づき、市は(有)小暮園芸用土及び(株)ニトリファシリティに対して、周辺環境のために必要な事項を記載した意見を送付することとなっております。 そして、意見を送付するにあたり、事前に本庄市環境審議会の意見を聴くことが、同条例第15条第3項で定められております。 これが、冒頭に説明した役割となります。 今回は(有)小暮園芸用土と(株)ニトリファシリティに対する市の意見書の内容について、委員の皆様にご意見をいただくものです。 具体的な内容につきましては、資料4の裏面をご覧ください。 まず、(有)小暮園芸用土及び(株)ニトリファシリティの両施設が設置される地域は、騒音規制法及び振動規制法により、騒音については55デシベル、振動については60デシベルの規制基準が定められています。 今回の審議会の資料でもご説明を差し上げましたが、騒音及び振動の予測値につきましては、規制基準内となっております。 しかしながら、あくまでも予測値ということになりますので、関係法令の遵守について市の意見として、意見書に「騒音及び振動については、騒音規制法及び振動規制法をはじめとする関係法令の基準を遵守するほか、周辺の環境に十分に配慮すること」と記載するものとします。 また先ほど述べましたが、騒音や振動のほかにも、地域の生活環境の保全を図ることを目的として、(有)小暮園芸用土及び(株)ニトリファシリティは本庄市と廃棄物等処理事業協定を締結するよう意見するものとなります。
-----------------------	--

環境推進課 齊藤係長	この協定を締結することにより、万が一、協定内容に抵触する事案が発生した場合、本庄市は、相手方に対して協定に基づき、改善するよう求めることができるようになります。 協定については、本庄市環境保全条例第18条で締結することが求められておりますが、市の意見として、協定を締結するように意見書に「(有)小暮園芸用土は本庄市と廃棄物等処理事業協定を締結すること」、「(株)ニトリファシリティは本庄市と廃棄物等処理事業協定を締結すること」と記載するものとします。 なお、具体的な協定の内容につきましては、先ほども申し上げましたが、次回開催を予定しております、第2回本庄市環境審議会の審議事項となっております。 事務局からの説明は以上となります。
議長 山口会長	ただいまの事務局からの説明に対して何かご意見はございますか。 ご意見がある場合は挙手をお願いいたします。
木村委員	資料で添付されている地図が古く、現況にあっていないようで心配なのですがいかがでしょうか。
環境推進課 齊藤係長	今のご質問ですが、送付資料1-2の2ページ目の上の地図のお話だと思いますが、今回、設置位置を確認するため分かりやすい位置図をご用意したつもりでしたが、古い地図となってしまう申し訳ありません。直近で(株)ニトリファシリティから提出されました資料では最新の地図をいただいておりますのでご安心ください。
山口会長	意見書の内容ですが、騒音55デシベル、振動は60デシベルの規制基準が定められていて、施設の設置後、基準値を超えた場合、防音方法等の対応策を取られるということですが、市の意見として「関係法令の基準を順守するほか、周辺の環境に十分に配慮すること」だと弱いような感じがします。 対応策をとってもらうのであれば、住民等から苦情が出た際に対応できるように、もう少し強い言葉の方がいいと思われますが大丈夫なのでしょうか。
環境推進課 齊藤係長	今いただいた資料4の裏面の意見書に記載する内容の表記の部分ですが、施設の設置後の測定については地域説明会の中でも同じようなご意見がありまして、実際に建設された後も、きちんと計測をして、基準値を超えないように対策をとると聞いております。実際「配慮すること」ということで、協定を締結した場合、市の方でこの協定に基づいてきちんと指導するという根拠になるところですが、基本的には指導で規制するものとい

環境推進課 齊藤係長	うよりは、苦情が出たときに協定に基づき、お願いをするような指導になってしまいますので、その根拠としてはこの表記となるというところになります。
山口会長	「お願い」ということだと、事業者がやらないことも考えられるので、この協定の中で、基準値を超えるようなことがあった場合、防音壁等を設置するといった内容は入るのですか。この協定の内容で、もし、基準値を超えた場合、配慮するといった内容で、ご協力お願いしただけになってしまうと、やらない可能性があるのではないかと、心配してしまいます。事業を開始してみないと、基準値の 55 デシベル以上の数値を超えてしまう可能性があるかどうか分からないですね。
環境推進課 齊藤係長	関係法令の規制基準を超えれば、法令に基づいてきちんと対策を講じるよう指導することになります。
議長 山口会長	他に何かございますか。
関根委員	騒音や振動の基準値の件ですが、市や業者の方で定期的に測定し基準値を守られているかどうか、そのようなことは、今回に限らず行われているのでしょうか。 測定を行わないと、本当にそれが守られているかどうかということが、周りの住民からもやはり分からないと思われまますので、測定をしていなければ、する必要があるのではないかと思います。
環境推進課 齊藤係長	住民説明会の中でも、同じようなご質問がありまして、稼働後にはなりますが、騒音・振動のモニタリング調査というのを、事業者の方で行っていただいて本庄市へ報告をいただくような形になっております。
関根委員	定期的に行われるのですか。年に 1 回とか、2～3 年続けるとか。今回の件も含めて、どこの事業所も、同様に定期的な測定は行われるのですか。
環境推進課 原課長	補足させていただきます。住民説明会の中でも先ほども申し上げましたが、住民の方からこういった騒音や振動について稼働後もどうするのですかという話をいただいており、(株) ニトリファシリティの方でも稼働後に、定期的にモニタリング調査されると回答をしておりました。 そのような回答をされておりましたので、定期的にモニタリング調査を実施すると我々は認識をしております。 また、先ほども話があり、お答えいたしました、基準値を超えたり、周りの方から騒音等の苦情の話があれば、当然ながら定期的に本庄市に報告をしていただけるというような回答もいただいておりますので、それに基

様 式

環境推進課 原課長	づきまして、周辺の方々の意見とあわせて我々も周辺の調査等も行う必要があるかと思しますのでそのようなところで対応はさせていただきたいと思っております。 このような場合については各法令によって罰則等もございますので、慎重に対応してまいりたいと思っております。以上です。
議長 山口会長	よろしいですか。 他に皆様から、質問はございますか。
片桐委員	ひとつ教えていただきたいのですが、騒音の環境レベルの規制基準の中に 50 デシベルと 55 デシベルと 50 デシベルと資料 1-2 にありますが、その違いは为什么呢。 もう 1 点は、その下の昼間の基準の目標値と夜間基準の目標値の違いですが、なぜ低い方で議論を要するようにならないのでしょうか。 資料 1-2 の中の規制基準というのがありますが、上の赤い枠で囲まれた中で、50、55、50 という、それから下の同じく目標値の 60 と 55 の違いですが、これはどこから来ているのか。
議長 山口会長	事務局説明をお願いします。
環境推進課 齊藤係長	今ご質問いただきました送付資料 1-2 の 3 ページ目の基準の値についてですが、まずこちらの基準値は、埼玉県生活環境保全条例により、定められている基準値となっております。今回赤枠で囲っているのが、実際に稼動される時間ということで、この基準値を基準として設けているものになります。
片桐委員	埼玉県の基準が、朝と昼と夕方は違うということですね。
環境推進課 齊藤係長	はい。仰るとおりです。 埼玉県の条例で既に基準値が時間ごとに分けられているということになります。
議長 山口会長	他に、何かございますか。 (意見なし) よろしいですか。特にないようですので、皆様にお諮りいたします。 本庄市環境保全条例第 15 条第 2 項に基づく意見(案)について、意見書に記載する内容について、この内容で決定でよろしいでしょうか。 (反対意見なし) それでは意見書に記載する内容について、この意見(案)の内容で決定させていただきます。 次に 5、その他について事務局から説明をお願いいたします。

環境推進課 齊藤係長	最後に、事務局から庶務的なご案内となりますが、審議会委員の報酬につきましては「本庄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」で定められております。 こちら資料3の「本庄市環境審議会の役割について」の7ページに、その条例を載せさせていただいておりますので、ご確認いただければと思います。なお、令和7年度現在、会議出席1日につき6,200円が報酬額となっております。後日、ご指定いただいている口座に、この6,200円から源泉徴収額を差し引いた金額を、振り込ませていただきますので、ご確認いただければと思います。 また、今後のスケジュールですが、説明の中でも少し触れさせていただきましたが、環境審議会の第2回を予定しておりまして、来年の年明けになりますが、令和8年1月14日の水曜日、時間と場所につきましては、また改めてご連絡させていただきますが、この日に第2回の環境審議会の開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。 正式に日程等の確定が出来ましたら、案内通知を差し上げますのでご確認をお願いいたします。 事務局からは以上でございます。
議長 山口会長	ただいまの事務局の説明について、何かございますか。 (質問なし) ないようでしたら、以上で議事を終了させていただき、議長を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。
環境推進課 原課長	ありがとうございました。 以上で、皆様のおかげ様をもちまして本日の議事は全て終了いたしました。 最後に、閉会のあいさつを山本副会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
山本副会長	委員の皆様、本日は本庄市環境保全条例第15条第2項に基づく意見(案)につきまして、ご審議いただきありがとうございました。 これをもちまして、令和7年度第1回本庄市環境審議会を終了とさせていただきます。 ご協力ありがとうございました。気をつけてお帰りください。
環境推進課 原課長	本日はお忙しい中お集まりいただき誠にありがとうございました。 お忘れ物のないよう、お帰りください。ありがとうございました。

会 長 山口 